

## 鳥取県立大山青年の家指定管理者募集要項

鳥取県立大山青年の家（以下「青年の家」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成31年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

### 1 施設の概要

名 称	鳥取県立大山青年の家		
所 在 地	鳥取県西伯郡大山町赤松明間原312-1		
設置目的	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする		
構 造	(主な建物) 管理研修棟 RCスレート2階 宿泊棟 RCスレート2階 体育館 S1階		
敷地面積	95,559.00m <sup>2</sup>		
建築面積(延)	3,959.61m <sup>2</sup>		
開 所	昭和54年1月		
主な施設内容	室 名 等	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
	大研修室	186	
	新研修室	95	
	中研修室	40	
	小研修室(1)	20	
	小研修室(2)	20	
	オリエンテーション室	142	
	食堂	218	200人利用可能
	浴室(男・女)	各35	30人利用可能
	体育館(アリーナ)	511	
	宿泊室(8人用)	20	24室
	宿泊室(4人用)	20	2室
	キャンプ場(テントサイト)	24張	大テントサイト18張 小テントサイト6張
屋外施設	355	かまど21基設置	
野外炊事棟	380		
キャンプファイヤー場	80		
芝の広場	5,000	積雪時にはスキー利用可	
カヌー倉庫	173	赤松池周辺	

## 2 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

#### ア 青年の家の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立青少年社会教育移設の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年鳥取県条例第 7 号。以下「設置管理条例」という。）に基づく青年の家の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

#### イ 青年の家の管理運営の補助に関する業務

教育委員会の行う設置管理条例に基づく利用の許可・適正な管理に必要な利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）への措置命令・施設からの退去命令等の事務手続きや、使用料の徴収及び使用料の減免、来所者の受付・案内等並びに施設の利用促進に関すること。

#### ウ 青年の家の受入事業・主催事業実施補助業務

青年の家が行う受入事業・主催事業（以下「受入事業等」という）について、その目的を達成するため、積極的に協力し、実施に際し補助する業務

### (2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、青年の家の適切な管理運営を行うこと。

#### ア 基本方針

（ア）所長その他の職員（以下、「所長等」という。）と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

（イ）青少年社会教育施設として、質の高い体験活動を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動の推進に積極的に協力すること。また、青少年にとどまらない幅広い年齢層のニーズに応えられる施設としての機能も備えるため、所長等の行う業務に積極的に協力すること。

（ウ）利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また、施設の機能が最大限に發揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。

（エ）利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。

（オ）青年の家の行う受入事業等の実施に当たっては、所長等と密接に連携を取り、補助すること。なお、受入事業等とは下記のものを指す。

・受入事業 学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って青年の家を利用すること

・主催事業 青年の家が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること

（カ）危機管理について、所長等と密接に連携を図り、利用者等の安全を図ること。

#### イ 基本的事項

##### （ア）休所日

青年の家の休所日は、設置管理条例第 8 条に基づき次のとおりとする。

・月曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

・1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日

なお、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

##### （イ）利用の許可

設置管理条例第 9 条に基づき教育委員会の行う青年の家の利用の許可について、事

務手続きを行うこと。

(ウ) 利用の制限

設置管理条例第10条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、青年の家の利用を拒み、又は青年の家からの退去を所長が命じた場合、指定管理者は退去の命令等の実施に協力すること。

- a 青年の家の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者
- c 青年の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- d 上記のほか、青年の家の管理運営上支障がある行為をする者

(エ) 措置命令

設置管理条例第11条の規定に基づき、青年の家の適正な管理運営を図るために必要があると所長が認め、利用者に対し必要な措置を命じた場合、指定管理者はその措置命令の実施に協力すること。

(オ) 使用料

青年の家の使用料は、設置管理条例第13条第1項に基づき下記のとおりとする。

なお、使用料については県の収入とし、指定管理者はその徴収に係る事務を行うこと。

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき 900円	1人1日につき 450円

(カ) 使用料の減免

指定管理者は設置管理条例第13条第2項、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）及び教育委員会の定める規定に従い、使用料の減免を行うこと。

(キ) その他利用者から徴収するもの

受入事業等について、シーツ料・保険料・薪代・消耗品等、実施に必要な経費を徴収し、指定管理者の収入とすることができます。ただし、実費程度とすること。平成31年度以降の積算については、別紙資料3「年度別収支状況を参考にすること。また、大山青年の家給食会（以下「給食会」という。）に提供を委託する食事に係る経費については、給食会と県及び指定管理者が契約する一食あたりの食事代を上限として指定管理者が徴収し、給食会に支払うこと。

(ク) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項において準用する同条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、青年の家の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ケ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、青年の家の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

#### (コ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可手続きやその他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、行政手続条例に則って適切に手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

#### (3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う委託業務の内容の詳細については、鳥取県立大山青年の家委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。
- イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に再委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に再委託することができること。なお、再委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- ウ また、再委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等青年の家の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。
- エ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。
- オ また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。
- カ 指定期間に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
- キ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入すること。
- ク 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに所長に報告を行うこと。
  - (ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性がある場合
  - (イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、16の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

#### 4 指定管理料その他の収入の取扱い等

##### (1) 指定管理料の支払

県は、青年の家の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、190,867千円（うち消費税額及び地方消費税の額17,032千円）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、平成31年度は37,895千円、平成32年度以降は38,243千円を上限とする。上記金額は平成31年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んだ額であり、法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として県は改正内容に応じて指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

##### (2) その他の収入等の取扱い

2指定管理者が行う業務 (2) 管理の基準 イ基本的事項 (才) 使用料で定める使用料以外の青年の家の利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者が自らの収入として收受する。

なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

## 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項目		責任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増		協議事項
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないことによるその他の収入等の減		協議事項
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なに係るもの（委託業務の範囲内に限る）		○
	上記以外のもの		協議事項
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なに係るもの（委託業務の範囲内に限る）		○
	上記以外のもの		協議事項
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり10万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり10万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち、県の責任分担とされたものを除く）			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び

長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上のものをいう。

## 6 応募資格等

### （1）応募資格

指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の（3）の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の（3）の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等ないこと。

## (2) 複数の法人等による応募

青年の家のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（1）に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の（3）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成30年6月18日（月）から7月25日（水）まで
質問事項の受付	平成30年6月18日（月）から7月27日（金）まで
現地説明会	平成30年7月5日（木）
募集の受付期間	平成30年6月18日（月）から8月1日（水）まで
面接審査	平成30年8月中旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	平成30年8月中旬
指定管理者の指定	平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	平成31年3月下旬まで

## 8 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成30年6月18日（月）から同年7月25日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県教育委員会事務局社会教育課生涯学習推進担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271  
電話 0857-26-7519  
ファクシミリ 0857-26-8175  
メールアドレス shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp

## 9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成30年6月18日（月）から同年7月27日（金）まで

- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

## 10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 平成30年7月5日（木） 午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県立大山青年の家
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成30年6月29日（金）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。  
なお、申込期限までに申し込みがあった場合は現地説明会を開催することとしていますが、期限までに申し込みが1件もなかった場合は開催しませんのでご承知置きください。また、会場の都合上、出席希望者が多数の場合は各法人等の人数を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

## 11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間  
平成30年6月18日（月）から同年8月1日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所  
ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの）により提出すること。  
なお、郵便等による提出は、平成30年8月1日（水）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。  
イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。
- (3) 応募書類  
次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。  
ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕  
イ 大山青年の家の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕  
ウ 大山青年の家の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕  
エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類  
オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類  
キ 当該法人等の概要（大山青年の家の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕

- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕
- シ ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕（提案がある場合）
- ス グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

（5）応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができるのこと。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、設置管理条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

## 12 指定管理者の選定方法等

（1）選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

（2）選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に發揮させること。（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握・対応方針</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（利用促進等）</li> </ul>	必須 25

2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEASⅠ種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・管理運営実績評価	32
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25
5	その他(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号)	・ネーミングライツにかかる提案	4

### (3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成30年8月上旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

### (4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3) の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。審査・運営評価委員会での審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする団体の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

### (5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、県に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 県は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(4)の選定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のウ、オ及びカに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類の提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せて大山青年の家にネーミングライツ導入を提案することができる。

なお、命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

(1) 提案概要

提案は次の条件を満たす必要がある。

ア 提案対象企業

公共施設の命名権者としてふさわしい企業

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第1号に規定する規制業種を除く。)

イ 命名対象

大山青年の家の愛称

(施設全体の愛称が命名の対象であり。施設内の個別施設などへの命名は不可。)

ウ 命名条件

(ア) 公共施設にふさわしい愛称であること。

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第2号に規定する規制広告等を除く。)

(イ) 施設の設置目的がイメージできるものであること。

(ウ) 契約期間中における愛称の変更はできないこと。

(エ) 愛称には必ず「大山青年の家」の文字を入れなければならない。

エ 提案金額

(ア) 愛称を提案する対価は年額100万円以上とする。

(イ) 対価の支払いについては、県が発行する納入通知書により納入すること。

オ 契約期間

5年

カ 名称変更可能箇所

(ア) 敷地内サイン

(イ) 施設パンフレット

(ウ) 県及び指定管理者のホームページ

キ 費用負担

名称変更に伴う経費、契約期間終了後の現状復旧経費（次期契約者がいない場合、又は契約期間中に中途で契約解除した場合）は、別途命名権者が負担すること。

なお、県が発行する施設のパンフレット等、県のホームページの変更に係る経費については県が負担すること。

ク 名称使用開始期間

平成31年4月1日

(2) 提案に係る手続

様式6に必要な事項を記載し添付すること。

なお、指定管理者が指定する事業者が命名権者となる場合は、当該事業者が様式6に記

載すること。

また、併せて命名権者活用に係る提案を記載した書面を添付することができる。(任意様式)

## 14 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を青年の家の指定管理者とすることが平成30年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

### (2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成31年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 使用料の取り扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告書に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

### (3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、家庭教育の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

## 15 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数及び増減理由の分析、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書（教育委員会が別に定める様式による）としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

### (2) アンケートの実施

施設利用者にアンケートを実施し、結果及び要望に対する対応状況を事業報告書において報告すること。

### (3) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書（以下、「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

### (4) 事業計画書

指定管理者は、毎年1月末までに当該年度の翌年度の事業計画書（教育委員会が別に定める様式による）を県に提出し、その承認を受けること。

### (5) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

### (6) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。

ウ 県は、アの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

## 16 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により青年の家の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、青年の家の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により青年の家の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

## 17 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、青年の家の使用について県の指示に従わなければならない。
- ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、少年自然の家を閉所し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
  - イ 青年の家について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
  - ウ 青年の家について、大山町から大山町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために少年自然の家を閉所する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉所すること。

## 18 添付資料

- (1) 施設の概要及び施設配置図（資料1）
- (2) 施設の利用者数の実績（資料2）
- (3) 年度別収支状況（資料3）
- (4) 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（資料4）
- (5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（資料5）
- (6) 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（資料6）
- (7) 施設使用料減免の取扱（資料7）
- (8) 現行組織体制（資料8）
- (9) 職員勤務の例（資料9）
- (10) 現在の再委託・リースの状況（資料10）
- (11) 修繕実績（資料11）
- (12) 貸付備品一覧（資料12）
- (13) 行政財産の目的外使用許可等状況（資料13）
- (14) 平成30年度主催事業一覧（資料14）
- (15) 大山青年の家給食会の概要（資料15）

## 19 その他

- (1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/daisenseinen/>

- (2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

## 提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
大山青年の家の委託業務に関する事業計画書	○様式2によること。
大山青年の家の委託業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、平成30年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式5によること。
ネーミングライツに係る申出書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。
○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。	

(様式1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者

郵便番号  
主たる事務所  
の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
電話番号

印

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[構成団体]

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の住所、名称、代表者氏名を記入すること。)

[添付書類]

- 1 大山青年の家の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕
- 2 大山青年の家の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕
- 3 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類
- 6 当該法人等の概要を記載した書類〔様式4〕
- 7 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 10 指定申請に係る宣誓書
- 11 ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕（提案がある場合のみ）
- 12 グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(様式2)

大山青年の家の委託業務に関する事業計画書

(法人等の名称 )

[記載上の注意]

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※ページ数は適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 大山青年の家の指定管理者を希望する理由

(2) 管理運営の方針

(注) 下記について方針を記載すること

- 県が行う業務（体験活動の推進及び幅広い年齢層のニーズに応えるための指導業務の充実等）に対する協力、連携（詳細は7(1)に記載してもよい）
- 経費の節減
- 利用者へのサービス、利用促進
- 受入事業等実施補助業務についての県との連携の方法（詳細は7(2)に記載してもよい）
- 利用者等の安全確保

(3) 他の施設の管理状況

(注) 公の施設、同種の施設等の管理をされている場合には該当施設名等を記載すること

2 管理の基準・サービスの提供内容

(1) 施設設備等の維持管理に向けた考え方

(注) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。

(2) 外部委託（再委託）の考え方

(注) 管理業務の一部を外部委託（再委託）する場合には、その業務内容及び委託先選定方法など、外部委託の考え方を記載すること。

(3) 個人情報の保護への対応

(注) 利用者等の個人情報の管理体制や考え方について記載すること。

(4) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(5) 緊急時の体制・対応

(6) 想定される利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

(8) 施設のサービス向上に対する取組

(注) 施設のサービス向上に対する取組があれば記載すること

(9) 施設の利用促進に向けた取組

(注) 施設の利用促進に向けた取組があれば記載すること

### 3 組織及び職員の配置等

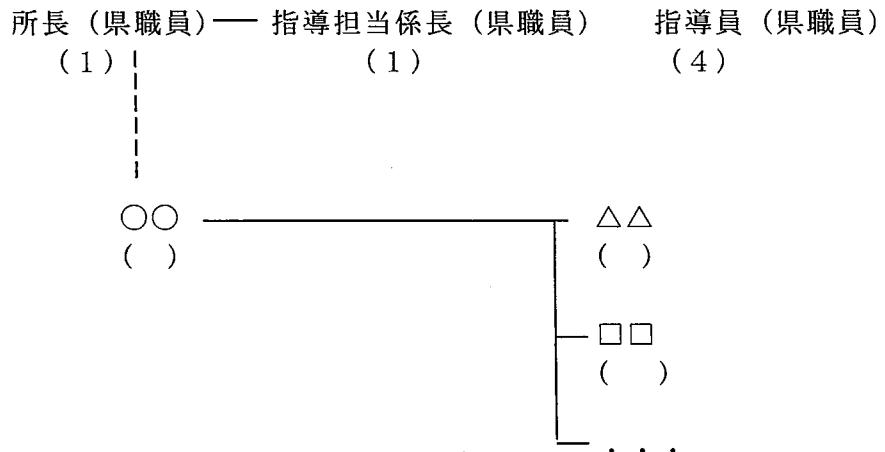
(1) 管理運営の組織

(注1) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を( )書で併記すること。

実施体制の考え方などを記載すること。

(注2) 所長・指導員等の県職員の組織図は別添資料のとおりであるので、それを含めた組織図を記載すること

[組織図の記載の参考例：別紙でも可]



## (2) 職員の職種等

- (注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、委託職員等）、月勤務日数、担当する業務、年間の人員費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。
- (注2) 人員費の合計額(A)は、収支計画書〔様式3〕の平成31年度人員費の額と一致させること。
- (注3) 実際の運営に当たっては、ここで示された人数を下回ることはできないこと。
- (注4) 次に掲げる者については、必ず配置すること。
- ・甲種防火管理者の資格を有する者
  - ・危険物取扱者（乙類）の資格を有する者
  - ・2級ボイラー技師の資格を有する者

〔職種等の記載の参考例〕 ※参考例ですので、職名等を指定するものではありません

職種（職名）	雇用関係	月 勤務 日 数	担当する業務内容	資格等	現在の施設職員の継続雇用の可否	人員費(千円)
指定管理総括者						
事務職員						
技術指導支援員						
ボイラー技師						
計						(A)

## (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針

(注) 熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従業者の雇用の安定の観点から、現在従事している職員のうち、引き続き当該業務に従事することを希望する職員の配置について配慮することとし、継続雇用についての考え方を記載すること。

## (4) 日常の職員配置

(注) 1日の標準的な職員配置（勤務時間帯と職種がわかるもの）とその考え方を記載すること。

〔職員配置の記載の参考例：別紙でも可〕

配置場所	職員配置の時間帯	職名				
事務室	～					

	~					
その他所内	~					
	~					
○○	~					
	~					

## (5) 人材育成

(注1) 接遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

(注2) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸出し等可能な範囲で支援するものとする。

## (6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

(注) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

〔雇用計画の記載の参考例：別紙でも可〕

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	人数	備考
障がい者						
	計					
高齢者						
	計					

## 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

（募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

(注) 次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。  
 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、旅館業法その他施設の維持管理・運営に関する法令

## 5 委託、工事請負の発注状況

### (1) 発注予定

(注) 指定期間に予定する委託、工事請負の発注の予定があれば、わかる範囲で記載すること。

なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業

者が県内にないなどの特段の事業により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。

(記載例) (委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可)

種別	内容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		

## (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

(注) 指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に葉注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にいないなどの特段の事情により県外事業者に葉注する必要があるときはその理由を記載すること。（障がい者就労施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。）

(記載例) (委託の発注予定の記載の参考例：別紙でも可)

種別	内容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		
				県内・県外		

## 6 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に レ点を付してください]

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

（平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。）

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

- 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。  
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)
- 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
- 認証登録されていない。
- 他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

(4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等

：あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- あいサポート企業等に認定されていない。

- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている（認定証等の写しを添付すること。）

（5）家庭教育推進協力企業としての協定締結

（注）家庭教育推進協力企業制度

：企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでいただける企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。

（協定書の写しを添付すること。）

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

7 県の行う事業についての連携・協力

（1）指導部門との連携方法

（2）受入事業・主催事業の実施についての協力

（「1 管理運営の基本的な考え方（2）管理運営の方針」の連携・協力方法について具体的に記載）

8 その他の計画等

（1）管理業務の移行計画

平成31年4月1日から業務を移行するに当たっての団体の移行計画（組織体制の確保、職員の研修計画、現体制からの業務引継計画、円滑な管理をしていく上で団体等の現状の課題・対応策等）について記入してください。

（2）その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

(様式3)

鳥取県立大山青年の家の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称( )

(単位:千円)

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備 考
収入項目	県委託料						
	その他の収入						
収入合計(A)							
支出項目	人件費						
	施設維持管理費						
	光熱水費						
	修繕費						
	その他の経費						
主催事業							
支出合計(B)							

(注1) 維持管理費については主催事業に係る経費及び人件費以外の経費を記載すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-1)に記入すること。

(様式3-1)

## 平成 年度鳥取県立大山青年の家の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称( )

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	県委託料		
	その他の収入		
収入合計(A)			
支出項目	人件費		
	施設維持管理費		
	光熱水費		
	修繕費		
	その他の経費		
	主催事業費		
支出合計(B)			

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

## (様式4)

## 法人等の概要について

項目	内 容			
名称	(注) 主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。			
所在地	(注) 主たる事務所と県内にある事務所（支店、営業所等）が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。			
設立年月日				
代表者名	(注) 役職名も記載してください。			
資本(出資)金				
職員数	総数	人（常勤	人、非常勤等その他	人）
うち県内	総数	人（常勤	人、非常勤等その他	人）
経営方針				
主要業務				
大山青年の家の 管理運営に配置 可能な人員等				

## (連絡先)

担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

(様式 5)

指定申請に係る宣誓書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

主たる事務所の所在地

申請者 法人等の名称

印

代表者氏名

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員（複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。）が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

また、下記の 6 に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。  
なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

〔構成団体〕

（※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。）

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- 2 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない 法人等であること。
- 3 募集の受付期間の最終日から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- 5 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、 次の（1）から（6）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
  - （1）暴力団員を経営幹部とすること。
  - （2）暴力団員を雇用すること。
  - （3）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
  - （4）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
  - （5）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不适当に与えること。
  - （6）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- 7 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。〔※新たな法人等を設立して申請する場合で、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。〕
- 8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 67 号）第 4 条第 4 項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(様式 6 )

ネーミングライツに係る申出書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

郵便番号  
主たる事務所の  
申出者 所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名

鳥取県立大山青年の家のネーミングライツについて、下記のとおり申出します。

なお、併せて提出する指定管理者指定申請書のとおり下記の指定管理者応募事業者が指定管理者に指定された場合は、提案を履行することを誓約します。

名 称	
所在 地	
主要業務	
金 額	円／年（消費税別途）
愛 称 案	
指定管理者応募事業者	

〔連絡先〕

担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E-mail			

(添付書類)

命名権者の活用に係る提案を記載した書面（任意様式）

(様式)

指定申請に係る申立書

年 月 日

鳥取県教育委員会

様

郵便番号

主たる事務所

申請者

の所在地

法人等の名称

印

代表者氏名

電話番号

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

1

2

3

・

・

・

・

(参考例) 必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

## 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する共同企業体協定書

株式会社□□□□□（以下「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立大山青年の家（以下「青年の家」という。）の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、青年の家を共同連帶して管理運営するため、共同企業体を構成するものとする。

### （名称）

第2条 当共同企業体は、▽▽▽▽▽（以下「共同企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当共同企業体は、事務所を鳥取県\_\_\_\_\_に置く。

### （代表者の名称）

第4条 当共同企業体は、甲を代表者とする。

### （代表者の権限）

第5条 甲は、青年の家の指定管理業務の履行に関し、当共同企業体を代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

- (1) 管理運営全般の統括
- (2) 鳥取県及び監督官庁等との折衝
- (3) 共同企業体の管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

### （業務の期間及び協定の効力等）

第6条 本協定に係る指定管理業務の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

2 当共同企業体は、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当共同企業体が第1項の期間に船上山少年自然の家の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

### （権利義務の譲渡制限）

第7条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

### （業務分担）

第8条 共同企業体において、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

甲	乙
①管理運営の統括	①
②	②
③	③
④	④
・	・

(経費責任)

第9条 当共同企業体の青年の家の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 主たる事務所の所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名

乙 主たる事務所の所在地  
法人等の名称 印  
代表者氏名

(別紙様式)

**指定管理者募集要項等に関する質問票**  
(鳥取県立大山青年の家)

平成 年 月 日

法人等名

代表者氏名

担当者氏名

(電話 )

(ファクシミリ )

(メールアドレス )

募集要項、仕様書又は資料等 の該当項目	質問内容

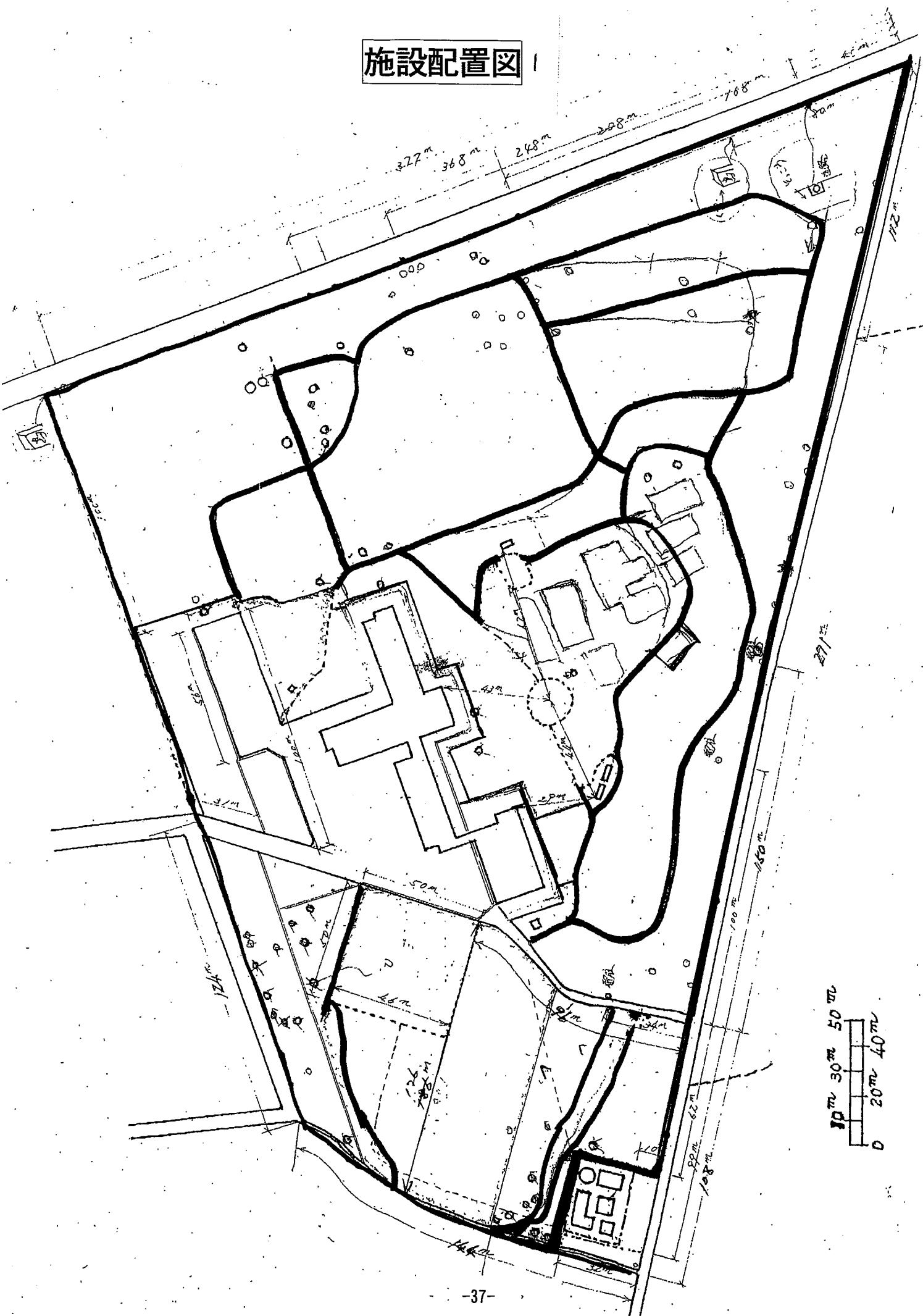
整理番号

## 大山青年の家施設概要

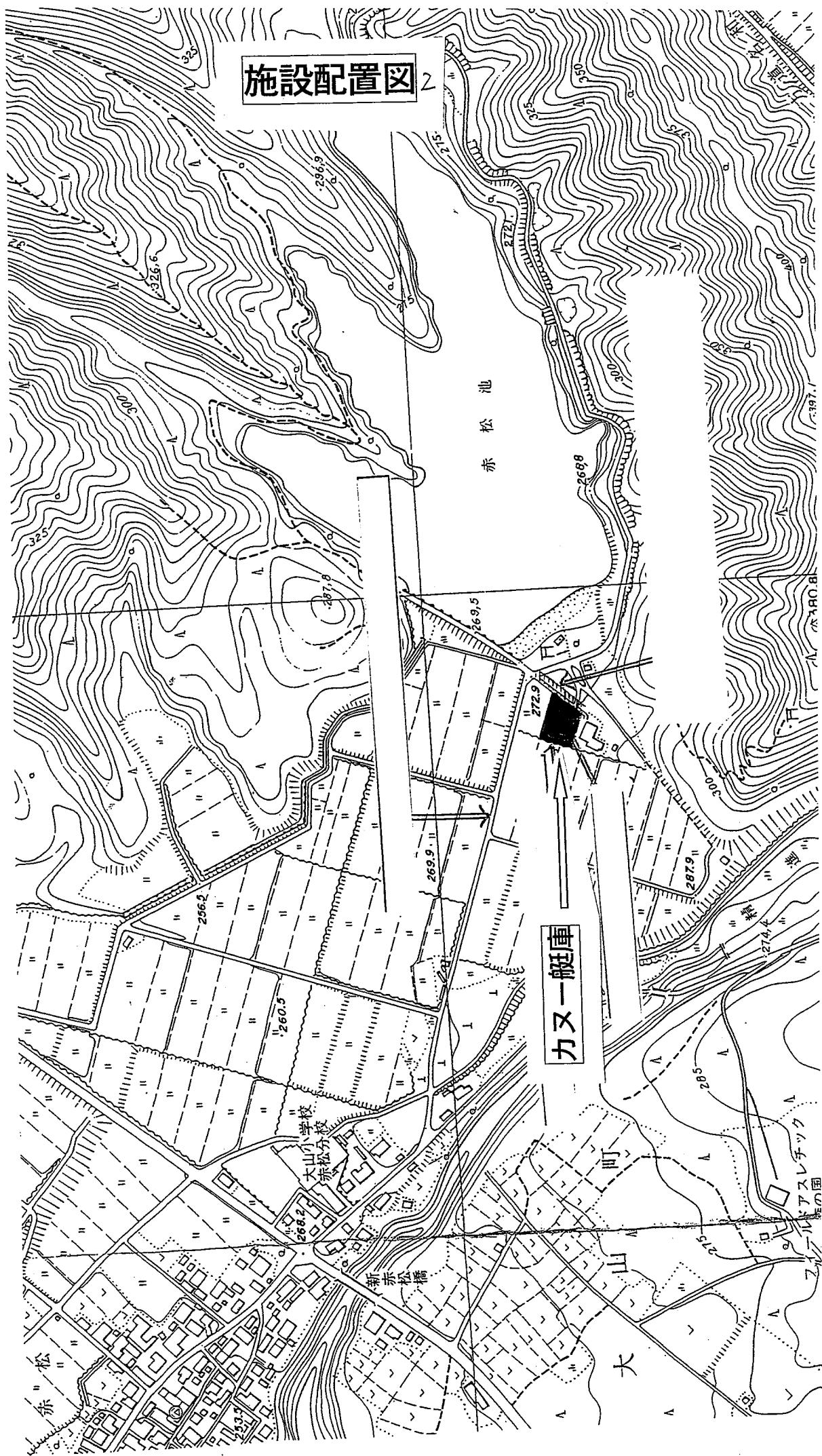
区分	階別	室名	面積m <sup>2</sup>	備考	課題及び平成31年度以降の方針
管理棟	1階	事務室	39.96		現状維持
		所長室	19.96		
		講師室	19.98		
		宿直室	12.42		
		医務室	11.70		
		オリエンテーション室	142.08	約100名利用可	
		玄関ホール	93.24		
		便所	9.90		
		廊下	111.84		
	2階	階段	13.50		
		大研修室	186.48	約150名利用可	
		中研修室	39.96	約20名利用可	
		小研修室2室	39.96	各、約10名利用可	
		新研修室	95.45	約40名利用可	
生活棟	1階	映写室	5.04		現状維持
		談話室	39.96		
		便所	19.98		
		廊下	22.37		
		食堂	217.56	200人利用可	
		厨房	74.00		
		食堂前ホール	80.32		
		リネン室	12.15		
		機械室	66.60		
		浴室(障がい者)	6.44		
	2階	浴室(男)	34.92	約30名利用可	
		浴室(女)	34.92	約30名利用可	
生活棟・宿泊棟	1階	脱衣所(障がい者)	5.88		現状維持
		脱衣所(男)	44.40		
		脱衣所(女)	44.40		
		便所	14.40		
		屋上	261.80		
		廊下	83.16		
	1階	リーダー室	19.98	4人部屋	
		宿泊室12室	239.76	1室 19.98m <sup>2</sup> 8人部屋	
		談話室	34.15		
		図書コーナー	7.29		
		多目的トイレ	8.11		
		便所・洗面所(男)	29.98		
		便所・洗面所(女)	29.98		
宿泊棟	2階	リーダー室	19.98	4人部屋	
		宿泊室12室	239.76	1室 19.98m <sup>2</sup> 8人部屋	
		倉庫	19.98		
		廊下	69.84		
		談話室	5.96		
		便所・洗面所(男)	29.98		
		便所・洗面所(女)	29.98		
		階段(西)	19.98		
		階段(東)	19.98		

区分	階別	室名	面積m <sup>2</sup>	備考	課題及び平成31年度以降の方針
体育館	1階	アリーナ	511.48		現状維持
		倉庫1	18.72		
		倉庫2~6	91.20	1室 18.24m <sup>3</sup>	
		電気室	18.72		
		器具庫	18.35		
		便所	19.00		
		階段	20.68		
		踊り場	8.66		
油庫			6.75		
屋外便所			63.10		
焚場			24.00		
野外炊事棟			355.30		
カヌー倉庫			172.50		
テントサイト小				4人用(子ども6人)テント8張り利用可	
テントサイト大				4人用(子ども6人)テント18張り利用可	
キャンプファイヤー場			380.00		
小キャンプファイヤー場			80.00		
芝の広場			5000.00	冬季はスキー場として利用 ロープリフト完備	

## 施設配置図



# 施設配置図



## 平成29年度大山青年の家入所者数

月別	開所日数 (日)	学生以下 (人)	一 般 (人)	合 計 (人)
4月	28	2,967	862	3,829
5月	24	3,353	1,447	4,800
6月	26	3,311	915	4,226
7月	26	3,014	1,482	4,496
8月	27	3,189	1,299	4,488
9月	28	2,648	1,034	3,682
10月	26	1,607	713	2,320
11月	25	705	483	1,188
12月	24	809	547	1,356
1月	25	1,220	667	1,887
2月	26	1,770	938	2,708
3月	24	194	122	316
計	309	24,787	10,509	35,296

## 大山青年の家 収支状況

区分	31年度積算	28年度実績	29年度実績	30年度県予算	備考
収入	41,053	39,682	38,896	39,339	
シーツ料収入		1,402	1,454	2,000	
体験活動経費収入	3,158	264	293	300	受入事業・主催事業参加費等
雑費収入		1,344	477	200	給食会光熱費、公衆電話・コピー代等手数料
県指定管理料	37,895	36,672	36,672	36,839	
支出	41,053	39,354	38,637	39,339	
	41,053	39,354	38,637	39,339	
管理費	38,733	36,962	36,490	36,839	
職員人件費・共済費	14,750	9,665	9,601	10,783	次長1名、事務担当1名、技術指導支援員1名、ボイラー技師1名相当級相当の経費
賃金		527	0		草刈経費等
旅費		110	264	120	運営委員旅費等
報償費		73	81	74	運営委員謝金、職員研修講師謝金
消耗品費		3,718	4,154	1,754	業務使用消耗品、活動材料、事務用品等
燃料費		1,270	1,677	1,800	給湯及び暖房用重油、公用車燃料
食糧費		16	39	21	来客用
印刷製本費		270	134	300	施設パンフレット等
光熱水費	23,983	2,690	2,338	2,600	電気、ガス、水道
修繕費		274	350	200	軽微な修繕(10万円未満のもの)
役務費		1,612	1,077	1,415	通信運搬費、手数料、保険料
委託料		12,603	13,057	12,867	外部委託経費
使用料及び賃借料		3,262	2,865	3,007	リース等経費
負担金		27	27	15	中四国青少年教育施設連絡協議会会費等
公課費		845	826	883	公用車重量税、消費税等
予備費		0	0	1,000	
事業費	2,320	2,392	2,147	2,500	
報償費		718	791	820	主催事業講師・ボランティア謝金
旅費		138	152	140	主催事業講師・ボランティア交通費
消耗品費		235	277	255	主催事業の活動材料費等
食糧費		409	378	420	講師・ボランティア食事代
印刷製本費		0	0		
役務費		264	56	70	主催事業チラシ等発送、講師ボランティア保険料
委託料		778	358	750	主催事業外部委託経費
使用料及び賃借料			135		講師・ボランティアシーツ料等
その他		46	0	45	

【参考】上記一覧に含まれないもの(県費に収入または県費で支出するもの)

区分		28年度実績	29年度実績	30年度計画	備考
収入	施設利用料	376	733	317	
支出	県職員人件費・共済費				所長・指導担当職員
	県職員旅費	278	419	403	所長・指導担当職員
	備品購入費	871	918	615	5万円以上の物品
	工事費	518	9,132	8,610	10万円以上の工事・修繕

## 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県条例第 7 号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

## (設置)

第 2 条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする。
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。

(昭 53 条例 24・昭 55 条例 16・平 10 条例 7・平 16 条例 33・一部改正)

## (所掌事務)

第 3 条 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。

鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関する事務。 (2) 青少年の野外活動に関する事務。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関する事務。 (4) その他青少年の健全な育成に関する事務。
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関する事務。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関する事務。 (3) 少年指導者の研修に関する事務。 (4) その他少年の健全な育成に関する事務。

2 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。

(平 27 条例 38・追加)

## (職員)

第 4 条 青少年社会教育施設に、所長その他の所要の職員を置く。

(平 27 条例 38・旧第 3 条繰下・一部改正)

## (指定管理者による管理)

第 5 条 教育委員会は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 第 13 条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (3) 第 3 条第 1 項に規定する事務を補助する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

## (指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、同日)か

ら5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平27条例38・追加、平30条例36・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会教育施設の効用を最大限に發揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しております、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第2条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平27条例38・追加)

(休所日)

第8条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(平27条例38・追加)

(利用の許可)

第9条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平22条例3・一部改正、平27条例38・旧第5条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第10条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社会教育施設からの退去を命ずることができる。

(平27条例38・追加)

(措置命令)

第11条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るために必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ず

ることができる。

(平27条例38・追加)

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平27条例38・追加)

(使用料の徴収)

第13条 青少年社会教育施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(平27条例38・旧第6条繰下)

(権限の委任)

第14条 第8条から第12条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

(平27条例38・追加)

(教育委員会規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例61・旧第8条繰上、平27条例38・旧第7条繰下)

#### 附 則

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和37年7月鳥取県条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 11 号)抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 39 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 33 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の改正は、同年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 61 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条を加える改正規定並びに第 6 条第 2 項及び別表の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 36 号)

(施行期日)

1 例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

別表(第 13 条関係)

(昭 53 条例 24・昭 55 条例 16・昭 58 条例 16・昭 59 条例 11・昭 61 条例 24・昭 62 条例 16・  
平元条例 16・平 4 条例 14・平 8 条例 12・平 9 条例 11・平 11 条例 11・平 14 条例 39・平 17  
条例 43・平 26 条例 13・平 27 条例 38・一部改正)

施設使用料

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1 人 1 泊につき 900 円	1 人 1 日につき 450 円

資料 5

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県教育委員会規則第 3 号

〔鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則〕をここに公布する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則

(昭 53 教委規則 7・昭 55 教委規則 7・改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 52 年 鳥取県条例第 7 号)の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の 管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 53 教委規則 7・昭 55 教委規則 7・平 22 教委規則 6・一部改正)

(職員の種類及び職)

第 2 条 青年の家の職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事 務職員とする。

2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、社会教育主事、専門指導員及び 主事とする。

(昭 53 教委規則 7・旧第 4 条繰下・一部改正、昭 55 教委規則 7・昭 56 教委規則 3・平 14 教委規則 16・平 18 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 5 条 繰上・一部改正、平 27 教委規則 5・旧第 4 条繰上、平 28 教委規則 2・一部改正)

(職員の分担事務)

第 3 条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(昭 53 教委規則 7・旧第 5 条繰下、平 25 教委規則 1・旧第 6 条繰上、平 27 教委規 则 5・旧第 5 条繰上)

(利用の申込み等)

第 4 条 青年の家を利用しようとする者は、様式第 1 号による利用申込書に集団宿泊訓練 又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の 10 日前までに、所長に 提出しなければならない。

2 所長は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第 2 号によりその申込者に通知しな ければならない。

3 青年の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る事項に変 更を生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(昭 53 教委規則 7・旧第 7 条繰下、平 12 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 8 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 7 条繰上・一部改正)

(事故の発生の届出)

第5条 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(昭53教委規則7・旧第11条繰下、平25教委規則1・旧第12条繰上、平27教委規則5・旧第11条繰上・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭53教委規則7・旧第13条繰下、平25教委規則1・旧第14条繰上、平27教委規則5・旧第13条繰上・旧第7条繰上)

#### 附 則

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和37年9月鳥取県教育委員会規則第6号)は、廃止する。

附 則(昭和53年教委規則第7号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年教委規則第7号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第13号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成14年教委規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年教委規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(平成 22 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成 12 年鳥取県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のような〕略

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

(昭 53 教委規則 7 ・ 昭 55 教委規則 7 ・ 平元教委規則 9 ・ 平 8 教委規則 5 ・ 平 12 教委規則 1 ・ 平 17 教委規則 14 ・ 平 22 教委規則 6 ・ 平 22 教委規則 7 ・ 平 25 教委規則 1 ・ 平 26 教委規則 6 ・ 平 27 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 2 号(第 4 条関係)

(平 12 教委規則 1 ・ 全改、平 17 教委規則 14 ・ 平 25 教委規則 1 ・ 平 26 教委規則 6 ・ 平 27 教委規則 5 ・ 一部改正)

資料 6

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県規則第 15 号

〔県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則〕をここに公布する。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・改称)

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料(通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学科及び入学選抜手数料(以下「授業料等」という。)並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭 54 規則 67・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・平元規則 36・平 7 規則 35・平 15 規則 7・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・一部改正)

(授業料等及び使用料の減免)

第 2 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。)が次のいずれかに該当するとき。 (1) 保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に該当する者の全員のその年度(4 月から 6 月までの月分の授業料にあっては、その前年度)分の市町村民税所得割の額を合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成 22 年政令第 112 号)第 1 条第 2 項に規定する額に満たないとき。 (2) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。

		<p>(3) 保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) 通学又は下宿等(通学が困難であるためにする場合に限る。)に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 1 の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) その他減免する必要があると認められるとき。</p>
	入学校及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学校及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	<p>1 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する身心に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>4 70歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>5 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が観覧</p>

		<p>するとき。</p> <p>6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
通常展示の入館料		<p>特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。</p>
展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたとき)に加算すべき部分を除く。)		<p>1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>4 難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>5 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>6 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>7 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
展示室等使用料		<p>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴</p>

		収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
鳥取県立大山青年の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>
鳥取県立船上山少年自然の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p>

(昭 53 規則 58・昭 54 規則 67・昭 55 規則 7・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・昭 57 規則 37・昭 57 規則 48・昭 58 規則 54・昭 61 規則 33・昭 62 規則 43・平元規則 36・平 5 規則 36・平 7 規則 35・平 7 規則 58・平 8 規則 5・平 8 規則 47・平 10 規則 11・平 12 規則 22・平 12 規則 88・平 13 規則 39・平 13 規則 77・平 14 規則 53・平 15 規則 7・平 15 規則 47・平 16 規則 12・平 16 規則 47・平 17 規則 37・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・平 19 規則 94・平 26 規則 32・平 26 規則 53・平 29 規則 26・一部改正)

#### (減免の申請手続等)

第 3 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・一部改正)

#### 附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 53 年規則第 58 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 54 年規則第 67 号)

この規則は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 37 号)

この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 54 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 36 号)

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 35 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 58 号)

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 47 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 88 号)

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 39 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 53 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 47 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 12 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 47 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 37 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 63 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 85 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 113 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 94 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 32 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 53 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日)

附 則(平成 29 年規則第 26 号)

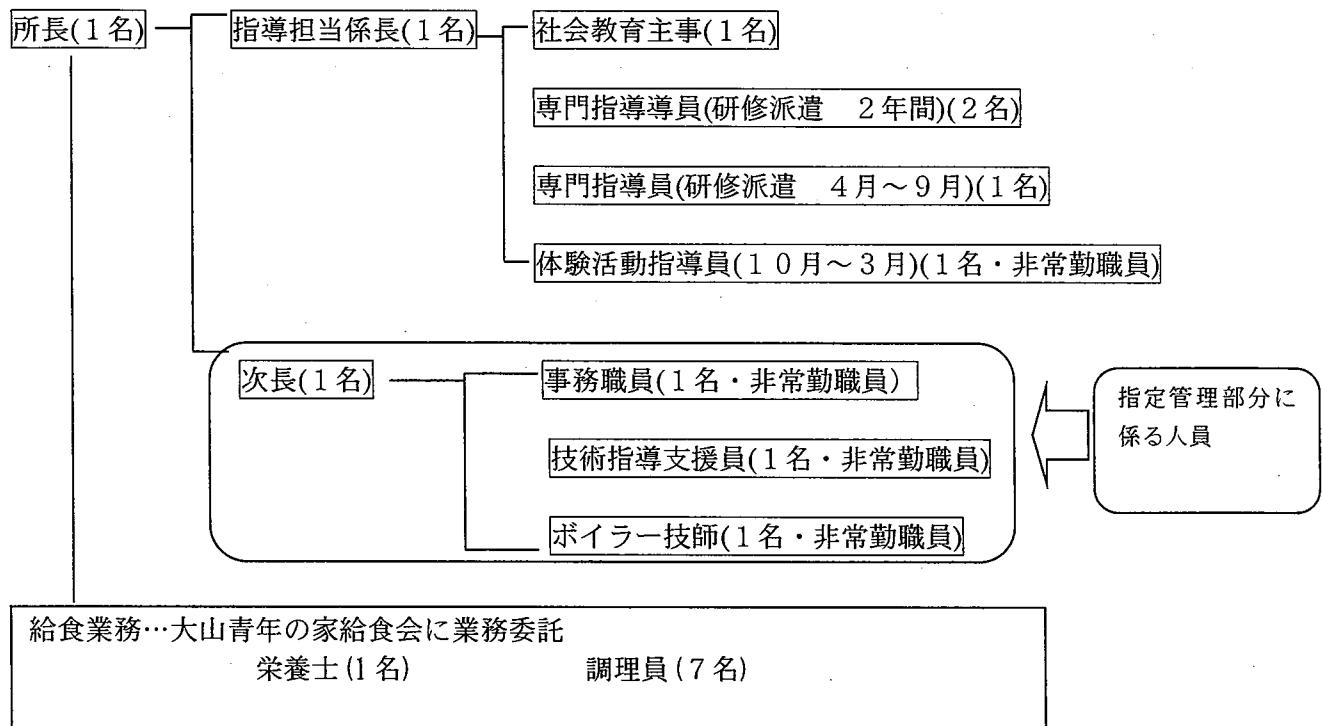
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 鳥取県立青少年社会教育施設における施設使用料減免の取扱い

区分	減免率と該当者の例示			利用団体の例示
	主催者・指導者	講師等		
学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの）がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき	引率教員 10/10	ボランティア 外部講師 10/10		大学、短期大学、高等専門学校（4年制）、専修学校（一般課程、専門課程）、農業大学校、高等学校、特別支援学校
市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき	主催課職員 引率教員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10		小・中学校 市町村教育委員会
県又は県教育委員会が行なう青少年教育に関する研修のために利用するとき	担当課職員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10		社会教育課 教育センター
その他青少年の健全育成を目的として利用するとき	指導者養成のための利用	少年団体 1/2	受講者 外部講師等 1/2	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用 1/2	受講者 外部講師等 1/2	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用 0	0	婦人会
青少年を引率しての利用の場合	宿泊利用	少年団体 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用 0	ボランティア 勤労青年 在学青年 10/10	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用 0	0	婦人会
	日帰り利用の場合	少年団体 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用 0	ボランティア 勤労青年 在学青年 10/10	P T A、保護者の会、青年団
		その他の団体の利用 0	0	婦人会

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	障がい者及び これらの者の介護者 10/10  上記以外 0	
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	難病患者及び これらの者の介護者 10/10  上記以外 0	
介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進すると認められるとき	要介護者等及び これらの者の介護者 10/10  上記以外 0	
その他所長が特に減免の必要があると認め、教育長がこれを承認した研修のため利用するとき	0	10/10 又は 1/2

## 大山青年の家の現状組織体制（平成 30 年度）



職名	身分	職員数	分担事務	保有資格
所長	正規職員	1名	施設の総括、人事管理	
指導担当係長	正規職員	1名	指導に関する事務の総括、指導員の研修、主催事業の立案・運営、野外活動における安全管理、指導員の勤務割振、	
社会教育主事	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員(研修・2年)	正規職員	2名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員(研修・半年)	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備・事前指導・研修計画に対する相談・入所中の指導・給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
体験活動指導員(半年)	非常勤職員	1名	入所中の指導及びそれに伴う補助業務	
次長	正規職員	1名	施設設備の維持管理、郵券の管理、各種調査の回答、外部機関との連絡調整	甲種防火管理者
事務職員	非常勤職員	1名	利用者の受付・案内・許可、使用料の徴収・減免、文書等の収受・発送、利用状況等のデータ整理、各種経費の支払い	
技術指導支援員	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理、指導員への知識提供・技術指導、技術指導支援員・ボイラー技士の勤務割振	危険物取扱者(乙類) 2級ボイラー技師
ボイラー技士	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理	危険物取扱者(乙類) 2級ボイラー技師

## 職員勤務の例(宿泊利用のある場合)

※現状の体制に応じたあくまで一例です。

休所日 月曜日及び祝日 年末年始  
職員の休暇 週休2日(ローテーション勤務)

	8:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:30	17:15	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00~6:00	6:00~8:30
所長															
指導担当係長															
社会教育主事															
専門指導員															
専門指導員															
専門指導員															
次長															
事務職員															
技術指導支援員															
ボイラー技師															
警備員															

勤務割り振り表(例)

氏名	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
所長(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	出
指導担当係長(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
社会教育主事(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
専門指導員(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
専門指導員(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
専門指導員(県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
次長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
事務職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宿
技術指導支援員	早	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	休所日
ボイラーティクル	早	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	休所日
警備員	早	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	休所日

※○は出勤日、宿泊は宿泊直  
※技術指導支援員・ボイラーティクルの6及び5は勤務時間

利用団体

## 大山青年の家における現在の外部委託及び賃貸借の状況(平成30年度)

## 1 外部委託(複数年)

番号	項目	契約金額(円) (契約期間総額)	契約期間
1	清掃業務	3,834,000	H30.4.1～H33.3.31(3年間)
2	浄化槽維持管理	1,015,200	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
3	自家用電気工作物保安管理	207,360	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
4	消防設備点検業務	324,000	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
5	常駐警備	8,942,400	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
6	赤松池周辺草刈り・清掃※1	300,000	H30.4.1～H33.3.31(3年間)

※1 赤松池周辺草刈り・清掃については大山町赤松部落に継続して委託する。

## 2 外部委託(単年度)

番号	項目	契約金額(円)	契約期間
1	産業廃棄物処理	(参考H29実績)支出なし	隨時
2	防火対象物点検※2	(参考H29実績)支出なし	単年度
3	可燃物収集※3	(参考H29実績)支出なし	単年度
4	除雪	(参考H29実績)184,680	隨時
5	給食業務※4	6,020,000	単年度

※2 H29は所内有資格者が自主点検、優良施設のため消防署報告なし

※3 可燃物収集については、大山町で実施するため経費負担なし

※4 納食業務については、大山青年の家納食会に継続して委託する。

## 3 賃貸借(複数年)

番号	項目	契約金額(円) (契約期間総額)	契約期間
1	電話設備賃貸借	1,146,960	H264.1～H31.3.31(5年間)
2	印刷機賃貸借	357,696	H274.1～H31.3.31(4年間)
3	パソコン・プリンタ	1,049,760	H28.4.1～H31.3.31(3年間)
4	赤松池力又一艇庫土地及び周辺駐車場	600,000	H24.4.1～H34.3.31(10年間)
5	掃除用モップ等賃貸借	114,306	H29.4.1～H31.3.31(2年間)
6	寝具賃貸借単価契約	(単価契約)189	H29.4.1～H31.3.31(2年間)

## 大山青年の家修繕実績（H28・29）

資料11

## (1) 1件10万円未満のもの

単位(円)

年度	修繕内容	実績額
28	インターネット導入工事	39,960
28	光ファイバー回線新設工事	34,560
28	厨房グレーンチング取替修理	15,120
28	着ぐるみ修理	43,200
28	窓ガラス破損修理	10,692
28	食器洗浄機修理	58,320
28	厨房シンク修理	6,048
28	玄関ドア修理	24,840
29	パソコンデータ復旧修理	64,800
29	テレビアンテナ修理	13,650
29	ボイラ一性能検査修理	92,880
29	ストーブ修理	17,200
29	ガス回転釜修理	17,172
29	光電式スポット型感知器取替	47,520
29	宿泊棟天井修理	10,800
29	冷凍庫ドアパッキン修理	18,198

## (2) 1件10万円以上のもの

単位(円)

年度	修繕内容	実績額
28	安定器更新	118,800
28	管理棟内非常灯照明改修工事	302,400
28	宿泊棟内非常灯照明改修工事	374,760
28	ボイラーヘッダーバルブ及び蒸気配管修理	324,000
28	厨房湯沸室ガス漏れ警報器等取替工事	302,400
28	生活棟1階脱衣室コンセント増設工事	102,600
28	排煙区画改修等工事	4,503,600
29	生活棟1階浴室改善工事	453,600
29	全館網戸張替工事	1,496,880

29	蒸気配管漏れ修理及び天井、壁面修理	197,769
29	漏水に伴う電話設備修繕工事	399,600
29	外灯修繕工事	150,120
29	屋外電線管破損修繕	196,560
29	バリアフリー改修工事	6,136,840

## 大山青年の家備品一覧

資料12

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
応接机	木製デコラ張1500×600×500	58.08.01	55,000	
エアコン	日立RPK-J50K1	08.09.27	290,460	
天体望遠鏡	ビクセン GPD2-VC200L-SBS	20.08.28	301,350	
鳥取県立大山青年の家出納印	18ミリメートル平方(別紙のとおり)	18.03.29	14,175	
職印	鳥取県立大山青年の家所長印	53.10.02	11,000	
雷サージ対策装置	リコーITrap-43006J、ITrap-TEL4300J	19.08.10	65,100	
J-ALERT専用小型受信機(3期)	パナソニックシステムネットワークス/EA-8001	23.03.25	469,770	
A4ノートパソコン(3期)	東芝/dynabook Satellite L35(PS L3)	23.03.25	69,825	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
無線携帯機	八重洲無線株式会社 VX582UFT	26.11.21	56,700	
鳥取県財務会計関係法令集		12.12.03	12,285	
鳥取県人事関係法令集		12.12.27	12,285	
ワイヤレスアンプ	東和WA650-C	04.04.01	177,430	
ワイヤレスシステム	PE-W91他	13.07.17	193,515	
ワイヤレスアンプ	ユニベックス WA-862CDA	27.02.24	187,920	
カラーテレビ	ソニーKV-29GS31	07.07.14	97,644	
AED(自動体外式除細動器)	フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートHS1	26.01.10	138,810	
演台	ウチダM40型	08.03.15	79,145	
エアコン	ナショナルCS-A22T	08.08.02	114,845	
エアコン	ナショナルCS-SG28T12畳	08.08.30	293,550	
実物投影機	エルモ L-12i	25.11.21	59,535	
液晶プロジェクター	映機工業 LC-VB40DN	19.06.27	294,000	
プロジェクター収納台	ウチダSS-90P	05.04.01	131,325	
応接机	木製デコラ張1500×600×500	58.08.01	55,000	
掛図掛(大山概念図)	(大山周辺概念図)1800×1200×30 オリルペイント書き	54.03.31	70,000	
施設案内図	ライトニウム板 1500×1200	19.03.28	136,500	
AED(自動体外式除細動器)	フィリップスハートスタート HS1 M506 6A	21.08.11	186,900	
演台	ウチダM40型	08.03.15	79,145	
折たたみ椅子収納台車	ライオン50脚収納	54.03.15	58,500	
折たたみ椅子収納台車	ライオン50脚収納	54.03.15	58,500	
スピーカー	シャープAN-XPL90	05.04.01	177,675	
スピーカー	シャープAN-XPL90	05.04.01	177,675	
ビデオ一体型テレビ	ナショナルTH-21ZV1	08.03.19	57,680	
プロジェクター収納台	ウチダSS-90P	05.04.01	131,325	
ピアノ	ヤマハU2H	53.11.25	330,000	
応接机	木製デコラ張1500×600×500	58.08.01	55,000	
アコーディオン	ヤマハYA-48	55.03.29	99,000	
アコーディオン	ヤマハYA-48	55.03.29	99,000	
絵画	油絵60号額縁付「漂流」	56.09.22	1,200,000	
開放式石油暖房機	サンポット(株) KBR-190型	18.12.21	65,100	
県産木製ベンチ	○□×杉	21.03.12	50,925	
県産木製ベンチ	○□×杉	21.03.12	50,925	
書架(丹比駅用)大	仕様書のとおり	21.10.09	127,000	
除湿機	コロナCDW161型	10.03.13	55,650	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
除湿機	コロナCDW161型	10.03.13	55,650	
除湿機	コロナCDW161型	10.03.13	55,650	
除湿機	コロナCDW161型	10.03.13	55,650	
カラーテレビ	NEC(29型)C29W8	06.03.31	90,980	
応接机	木製デコラ張1500×600×500	58.08.01	55,000	
カラーテレビ	NEC(29型)C29W8	06.03.31	90,980	
簡易ステージ	ライオンNo684デリカステージ幕板付	53.12.26	227,000	
簡易ステージ	ライオンNo684デリカステージ幕板付	53.12.26	227,000	
スクリーン	オーエスPT-120VWG103 三脚スタンド式 携帯タイプ	20.07.16	55,650	
バレーボール支柱	差込式T6φペベルギヤー上下式巻取器付9人制ネット付(公認A)	53.12.19	85,000	
バレーボール支柱	トーエイライト B-5988 床下250mm	25.12.06	52,920	
マット	補助マット東洋体器BF-11	54.03.28	100,000	
マット	補助マット東洋体器BF-11	54.03.28	100,000	
マット	補助マット東洋体器BF-11	54.03.28	100,000	
靴箱	スキー靴箱(大)380×35×180	54.03.30	93,000	
靴箱	スキー靴箱(大)380×35×180	54.03.30	93,000	
乗用芝刈機	シバウラ LT13	15.09.30	469,350	
芝刈機	キンボシ GHD-4800R	21.11.27	88,935	
手動式ワインチ	チルホール リバティー X-13 ワイヤー20m付	21.11.27	67,935	
チェンソー	小松ゼノアG410AVS18インチ	07.03.07	100,940	
チェーンソー	共立CSVE396 18"バー	19.03.28	105,000	
チェーンソー	共立CSE3200T 14"バー	19.04.06	71,400	
除雪機	フジイ SD1123DK2	19.12.05	1,667,400	
集会用テント	ユニチカサンフローラ1.5間×2間三方幕	63.03.19	90,000	
公用車(セレナ)	AT 4WD	16.07.27	1,986,600	
カヌー	プリヨン社Tスラローム全長375㌢ 全幅60㌢重量19	08.03.22	70,864	
カヌー	プリヨン社Tスラローム全長375㌢ 全幅60㌢重量19	08.03.22	70,864	
カヌー	プリヨン社Tスラローム全長375㌢ 全幅60㌢重量19	08.03.22	70,864	
カヌー	プリヨン社Tスラローム全長375㌢ 全幅60㌢重量19	08.03.22	70,864	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
カヌー	インベーダ・シューレー	08.07.12	79,207	
2人乗りカヌー		10.03.18	115,290	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額(円)	備考
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425	
2人乗カヌー	PRIJONカプリ2	15.03.06	145,000	
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2人乗り用	17.06.24	101,640	
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2人乗り用	17.06.24	101,640	
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2人乗り用	17.06.24	101,640	
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2人乗り用	17.06.24	101,640	
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2人乗り用	17.06.24	101,640	
カヌー(2人乗り)	PRIJON カプリ2 イエロー	15.06.30	93,135	
カヌー(2人乗り)	PRIJON カプリ2 イエロー	15.06.30	93,135	
カヌー(2人乗り)	PRIJON カプリ2 イエロー	15.06.30	93,135	
カヌー(2人乗り)	PRIJON カプリ2 イエロー	15.06.30	93,135	
カヌー(2人乗り)	PRIJON カプリ2 イエロー	15.06.30	93,135	
カナディアンカヌー	ノイマン オーグ3 レッド	15.06.30	106,071	
食器戸棚	ステンレス両面式富士厨房1500×750×1800	53.11.17	185,000	給食会に貸付
食器戸棚	名宝KC-156ステンレス(1500×600×1800)	10.04.01	136,000	給食会に貸付
戸棚	オールステンレス製W1500×D750×H1800・FCC1	13.07.23	153,300	給食会に貸付
パンラック	FPR150-75B型W1500×D750×H1800・棚板	13.07.23	106,050	給食会に貸付
パンラック	FPR150-75B型W1500×D750×H1800・棚板	13.07.23	106,050	給食会に貸付
パンラック	FPR150-75B型W1500×D750×H1800・棚板	13.07.23	106,050	給食会に貸付
パンラック	W600*D600*H1800 中西製作所PL-66	15.09.18	50,400	給食会に貸付
エアコン	ナショナルCS-BA22T	08.08.08	134,930	
業務用電子レンジ	三洋電機EM-1600型	07.03.07	206,000	給食会に貸付
ガスレンジ	マルゼンRGR-1575	14.08.30	304,500	給食会に貸付
ガス回転釜	クリナップGHST-26	02.10.31	257,500	給食会に貸付
ガス回転釜	服部工業GHST-26	03.07.16	309,000	給食会に貸付
ガス立体炊飯器	CRA-150NS-PS	23.09.13	472,500	給食会に貸付
冷蔵庫	三洋電機SRR-E781H	06.07.15	309,000	給食会に貸付
冷凍冷蔵庫	ホシザキ電機HRF-150P3	07.07.21	453,200	給食会に貸付
冷凍庫	HR-120PVホシザキ	09.07.12	241,500	給食会に貸付
冷凍庫	サンヨーSRF-EV1283S型	11.07.07	399,000	給食会に貸付
冷凍庫(大山青年の家)	SRF-F983SA型	16.07.21	304,500	給食会に貸付
食器洗浄機	フジマックFDW60B	14.07.17	630,000	給食会に貸付
盛付調理台	FTBSA1590型	15.01.29	115,500	給食会に貸付
盛付調理台	FTBSA1590型	15.01.29	115,500	給食会に貸付
盛付調理台	FTCSA1590型	15.01.29	84,000	給食会に貸付
シャワーシンク	富士厨房1,200×900×800	53.11.17	119,000	給食会に貸付

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)	備考
三槽シンク	富士厨房1800×600×800	53.11.17	94,000	給食会に貸付
二槽水切付シンク	富士厨房1500×600×800	53.11.17	71,000	給食会に貸付
水圧洗米機	45富士厨房FRW-22W570×450×800	53.11.17	71,000	給食会に貸付
万能焼物器	(株)フジマックFFB80B型	05.06.20	412,000	給食会に貸付
ピーラー	北沢産業(株)KP-1	11.07.07	115,500	給食会に貸付
消毒保管庫	フジマックFEDAW30	14.07.17	514,500	給食会に貸付
包丁まな板殺菌庫	収納量 包丁15本 まな板8本 DS-1 14B型	15.10.21	176,400	給食会に貸付
フライヤー(大山青年の家)	MGF-40H型	16.07.21	241,500	給食会に貸付
フライヤー	タニコー B-TGFL-87W 二層式	19.03.28	183,750	給食会に貸付
パンラック	FPR150-75B型W1500×D750×H1800・棚板	13.07.23	106,050	給食会に貸付
万能焼物器	MIC-5TB-GA 他	29.08	918,000	給食会に貸付

## 大山青年の家行政財産の目的外使用許可等状況

## ア 行政財産の目的外使用許可状況(土地)

(平成30年4月1日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住氏所名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	電気供給配電線支持物設置	西伯郡大山町赤松明間原312-1	電柱8本支線3条	H29.4.1		H29.4.1～H34.3.31	年額9,680	9,680	米子市加茂町2丁目51 中国電力(株)米子営業所	
	携帯電話無線局ケーブル支持物設置	"	電柱1本ケーブル1条	H26.4.1	H26.1.1	H26.4.1～H31.3.31	年額870	870	広島市中区大手町2丁目11-10 株エネルギア・コミュニケーションズ	
計								10,550		
合計								10,550		

## イ 建物の利用状況

(平成30年4月1日現在)

目的	所在地	数量	設置年月日	設置期間	利用料等(円)		設置者住氏所名	備考
					利用料等(円)	手数料		
清涼飲料水等自動販売機設置の用	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1台	H30.4.1	H30.4.1～H31.3.31	年額19,680	31%	米子市両三柳2887-2 ダイドーウエストベンディング(株)	
清涼飲料水等自動販売機設置の用	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1台	H30.4.1	H30.4.1～H31.3.31	年額19,680	31%	倉吉市広栄801-20 ネオス(株)倉吉営業所	

## 平成30年度 大山青年の家 主催事業予定 【資料14】

主催事業名	期日	対象・定員	内容・目的	備考
春の体験満開フェスティバル エンジョイカヌー	4月29日(日) ①5月12日(土) ②5月13日(日)	どなたでも 定員なし 小学生以上とその保護者 各80名ずつ	様々な体験コーナーやゲームコーナーで家族で楽しみましょう。 赤松の池で、家族と一緒にカヌーの基礎や楽しみ方を学びましょう。	青年の家の活動、民間・各協会連携 カヌー協会委託事業
大山ファミリー登山 在学青年交歓の集い (高校生育成事業)	5月26日(土) 6月9日(土)～10日(日)	小学校4年生以上とその保護者 50名 各市町村教育委員会と連携。体験活動を通して交流を深めましょう。	家族で駆け合って、1,709mの大山山頂をめざします。	地元大山の魅力 西部地区社会教育担当者との連携 高校生育成事業
はじめての冒険(低学年) はじめての冒険(低学年) はじめての冒険(低学年) 生涯学習実践道場 だいせんキャンプ(不登校対策)	①6月16日(土)～17日(日) ②6月30日(土)～7月1日(日) ③9月22日(土)～23日(日) 7月6日(金)	高校生30名 地域に根ざした高校生育成事業 成人100名 不登校や学校を休みがちない・中学生 ①7月11日(水) ②2月6日(水)～7日(木)	小学校低学年を対象にした初心者向けキャンプ。自分で達成感を味わいましょう。 小学生～2年生 42名 海～大山山頂までの行程を歩き、泊まって、ご飯を作つて、駆け合って、楽しみましょう。	小学生を対象にした初心者向けキャンプ。自分で達成感を味わいましょう。 社会教育協議会主催 大人気事業 不登校対策事業
大山わくわく探検隊 満天の星を見よう会 大山ファミリーキャンプ うきうき自然塾 青年の家秋の感謝祭・前泊 青年の家 秋の感謝祭	7月30日(月)～8月3日(金) 8月11日(土) 8月25日(土)～26日(日) 9月30日(日) 10月20日(土)～21日(日) 10月21日(日)	小学校5年生～中学生 36名 家族20組 小学生以上とその保護者 25家族 一人親家庭 15家族 24家族 どなたでも参加定員なし 成入30名 青年団交流事業	大山の満天の星空を家族でゆっくり見ましょう。 ント泊、野外炊事、カヌー体験などのキャンプ活動を通して、家族の絆を深めましょう。 家族で協力して活動しましょう。野外炊事力又一体験前の感謝祭(秋祭)前泊。家族で楽しい思い出を作ろ う。 若い力を集結してみましょう。 秋の大山。様々な体験コーナーやゲームコーナーで楽しめます。 今年度の利用者に私の大山の魅力を提供する。	星取県推進事業 初心者向けキャンプ 各市町村協社課の協力で 一人親にチラシ配布 感謝祭 青年の家の活動、民間・各協会連携 江戸青年団、県青年団との連携
青年の会(青年団交流) エンジョイスキーニュースキー・歩くスキーのつどい いきいき先生体験会 施設開放事業・開放明灯応事事業	11月10日(土)～11日(日) 1月19日(土) 1月20日(日) ①2月2日(土)～3日(日) ②2日(土) 2月16日(土)～17日(日)	小学校1～3年生とその保護者 西日本も100名 ①成人40名 ②小学3年生以上の家族・団体 50名 教員30名	青年の家特設グレンテでスキーの基礎を学びましょう。 歩くスキーの基礎を学び、ツーリングをして楽しめます。 交流を深め、体験活動の良さを体感してみましょう。	スキーレンタル事業 歩くスキー啓発事業 教員の体験活動支援事業 お泊まり会 プレ宿泊学習 春のオリエンテーション祭り 施設開放
お泊まり会 プレ宿泊学習 春のオリエンテーション祭り 施設開放	①11月24日(土)～25日(日) ②12月8日(土)～9日(日) 3月9日(土)～10日(日) 3月17日(日) 秋(10月～)／冬(1月～)日曜午後	家族とお泊まり会 各20家庭 3・4年生の家族 20家族 家族20家族 家族単位／未就学児家族	お泊まり会。家族で話をしたりゲームをしたりゆっくり過ごしましょう。 次年度宿泊学習に来る前に、知っておこう青年の家 春の大山を感じながら家族でオリエンテーションを楽しめます。 オリエンテーリング芝遊び／そり遊び、雪遊び	施設開放 自立支援事業 体験活動提供 施設開放

## 大山青年の家給食会の概要について

### 1 組織

- 大山町教育長を会長とする。
- 大山青年の家には栄養士・調理員を置き、業務を行う。
- 大山青年の家所長は、会長の命を受け、業務を掌理する。

### 2 業務

- ・大山青年の家利用者に対する食事の提供
- ・食事の献立決定、材料購入及び調理
- ・利用者に対する食育の推進
- ・その他付随する業務

### 3 委託料

指定管理者は、県から受ける指定管理委託料のうち下記のとおりの金額及び利用者から徴収する食事に係る経費を給食会に支払う。

業務において要する経費が、指定管理者の支払う金額を超過しても、指定管理者及び県はその差額を補填しない。

現契約 (単位：千円)

年 度	平成30年度
金 額	6, 020

(単位：千円)

年 度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
金 額	6, 076	6, 132	6, 132	6, 132	6, 132

※平成31年度以降は未契約であるため、変更の可能性がある

### 4 その他

現在、現指定管理者、鳥取県と大山青年の家給食会で委託契約を締結しており、平成31年度以降は、新たに指定管理者となった者と鳥取県、大山青年の家給食会と3者契約を行う。(参考：給食業務委託仕様書)

(別記1)

### 鳥取県立大山青年の家給食業務委託仕様書

この仕様は、鳥取県立大山青年の家の給食業務を実施するための仕様を示すものである。

鳥取県立大山青年の家給食会（以下「給食会」という。）は、受託業務の遂行に当たり、鳥取県立大山青年の家が青少年の健全育成を図るために施設であることを十分に認識し、「食」が青少年の健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となることを十分認識した食事提供を行うとともに、食育基本法（平成17年法律第63号）を遵守し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。

また、県民が広く利用する公の施設であることを十分に認識し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、衛生の管理、利用者の安全その他品位及び秩序の維持を確保すること。

#### 1 鳥取県立大山青年の家を利用する者への食事の提供

（1）1日の給食回数は朝、昼及び夕の3回とし、食事を提供する時間は次のとおりとする。ただし、鳥取県立大山青年の家を利用する者（以下「利用者」という。）の研修プログラムによっては前後する場合があるので、弾力的な対応を行い、できるだけ温かい献立は温かいうちに、冷たい献立は冷たいうちに利用者に提供できるように努めること。

朝 食	8：00～ 9：00
昼 食	12：00～13：00
夕 食	17：30～18：30

（2）給食必要数は原則として3日前の正午までに鳥取県と連携して把握すること。

（3）1食あたりにつき利用者から徴収する食事代（以下「食事代」という。）は、次のとおりとする。利用者からの給食費の徴収は原則として、施設使用料の徴収とともに指定管理者が行い、給食会に引き渡す。

食事代 (円)	朝	昼	夕	合 計
490	610	740	1,840	

（4）利用者から特別の要望があった場合には、（1）又は（3）の規定にかかわらずその要望に則した献立を提供するものとし、食事代は、当該食事に要した食材料費の2倍の金額を徴収するものとする。

（5）利用日直近の食事数の減又は食事の取り消しに係る食事代の徴収については、原則として次表のとおりとする。

3日前の正午（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～前日の午後5時	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の半額を徴収。
前日の午後5時（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～当日	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の全額を徴収。
※台風・地震・大雪などの災害により、大山青年の家近辺の交通機関の不通等により閉所できない場合は、食事代を徴収しない。	
※利用者の地域で地震、噴火等予測不可能な災害が発生し、入所できない場合は、食事代を徴収しない。	

## 2 食事の献立決定、材料購入及び調理

- (1) 1日当たりの栄養摂取量は、厚生労働省が定める最新の食事摂取基準を目安とする。
- (2) 1食当たりの材料購入費は、1食当たり給食費のおおむね2分の1とする。
- (3) 給食会は、鳥取県と連携して入所者との食事事前打ち合わせを行い、野外炊飯、赤松の池など所外での給食、利用団体が重なった場合などの給食について、適切な献立を検討し実施すること。
- (4) アレルギー対応について、鳥取県と連携して入所者情報を事前把握して適切に対応すること。
- (5) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地元ならではの豊かな味覚や文化の香りあふれる献立を極力工夫して提供するように努めること。
- (6) 食材は、地産地消推進のため、極力、地元の产品を中心とした県内产品を用いること。なお、過度に加工した食材は避け、鮮度の良い衛生的なものを選択するように常に配慮し、特に有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- (7) 食材の検収に当たっては、食材の品質、鮮度、包装容器等の状況、異物の混入、品質保持期限(賞味期限)等の表示などについて十分に点検を行い、記録し、これを保存すること。
- (8) 従業員は、清潔な被服を着用し、作業の前後には必ず手指を消毒して、常に清潔を保つこと。
- (9) 廉房内は常に清潔を保ち、食品に防虫、防そ等の措置を講じ、衛生的に保管すること。
- (10) 食器類は、使用の都度、消毒を行うこと。
- (11) 残飯、残菜その他汚物の処理を完全に行うこと。
- (12) 腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒の発生防止に努めること。

## 3 利用者に対する食育の推進

- (1) 「食」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることを十分に認識し、利用者に対し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。
- (2) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」の重要性を十分に認識し、郷土の食材により調理した郷土料理を利用者に提供し、これを紹介すること。

## 4 その他業務

- (1) 委託業務の遂行に遅滞等が生じることがないように常に人員の確保に留意するとともに、委託業務実施上必要かつ十分な人員を配置し、適正な労務管理を行うこと。なお、従業員に鳥取県の遂行業務に支障を來す行為があった場合は、鳥取県は、給食会に対して委託業務の従事者の交代を求めることができる。
- (2) 従業員の健康診断を年1回以上、検便は月に1回以上必ず実施し、その結果を鳥取県に対し直ちに報告すること。ただし、伝染病の発生しやすい時期には、月2回の検便をするほか、さらに疑わしいときは隨時行うこと。
- (3) 従業員の健康状態に留意し、伝染病の場合はもとより、その疑いのある場合又は鳥取県の指示を受けた場合は、これを就業させてはならない。
- (4) 従業員に対し、定期的な衛生面及び技術面の教育及び研修を実施するとともに、従業員の被服、言動が児童、生徒、青年に及ぼす影響の大なることを自覚し、品位を保つよう指導すること。